

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

## 香川県人事委員会規則12号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成28年香川県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(内部組織の長に準ずる職)</p> <p>第6条 略</p> <p>(1) 審議監、会計管理者、文化芸術局長、子ども政策推進局長、<u>デジタル戦略総室長</u>及び知事公室長</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p><u>(6) 副教育長及び新県立体育館整備推進総室長</u></p> <p><u>(7)～(9)</u> 略</p>	<p>(内部組織の長に準ずる職)</p> <p>第6条 法第38条の2第4項の地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 審議監、会計管理者、文化芸術局長、子ども政策推進局長及び知事公室長</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p><u>(6)～(8)</u> 略</p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第6条第6号の改正規定は、公布の日から施行する。